

町営住宅入居者を募集

町営住宅の入居者を募集しています。入居を希望される人は、申込期限内にお申し込みください。

住 宅 名	定住促進住宅 エコロマンの丘 C棟	
所 在 地	鏡野町富西谷169-12	
募 集 戸 数	1戸	
間 取 り	3LDK	
構 造	木造2階建て	
家賃(月額)	50,000円	
共益費(月額)	—	
敷 金	家賃の3か月分	
入 居 条 件	○鏡野町に居住又は永住を前提として家族で転入及び転入が確約できる人	○鏡野町を愛し、町民の一人として地域に融和できる人
	○世帯主の年齢が40歳未満で、現在小学生以下の子供がいるか将来見込まれる人	○現に住宅に困窮していることが明らかな人
	○年間所得が100万円以上ある人	○地方税の滞納がない人
	○申請者又は同居親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)である場合には、入居することができません	
そ の 他	定められた条件で20年間生活し、更に永住の意思がある者は、入居中の家屋及び土地は、そのまま無償譲渡いたします。	

申込期限：平成22年3月19日(金) 入居予定日：平成22年4月下旬の見込み
申込み・お問い合わせ先：鏡野町役場建設課(0868-54-2989)



よくわかる 農業者年金 No. 5

農業者年金には、税制面でどんなメリットがありますか？

**A 入口から出口までの優遇措置！
所得税・住民税が節税に！**

加入者が支払った保険料は、その全額(1人当たり最大80万4千円)が納税申告する際に社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15～30%程度になります。

また、保険料など年金資産を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは非課税です。つまり、公的年金として、入口から出口まで税制面の優遇措置が付いています。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方——ならどなたでも加入できます。

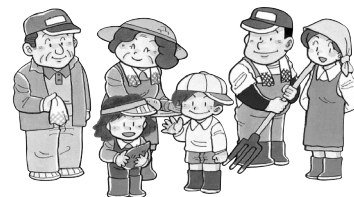
独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660 <http://www.nounen.go.jp>

保険料支払いによる節制効果(所得税・住民税)試算

税率	加入者の支払った保険料が		
	月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	1万8千円	3万6千円	12万1千円
20%	2万4千円	4万8千円	16万1千円
30%	3万6千円	7万2千円	24万1千円

(注) 保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。



一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！